

公益財団法人くれ産業振興センター技術伝承補助金交付要領

第1条 この要領は、公益財団法人くれ産業振興センター技術伝承補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第2条第2項に規定する補助金補助対象経費は、事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助対象期間内に支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもので別表に掲げる経費とする。

附 則

この要領は、公益財団法人くれ産業振興センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	内 容
謝金	外部専門家等へ支払う謝金， 熟練技術の診断・伝承に関する助言等の費用
旅費	事業実施のために必要な旅費（グリーン車等の特別に付加される料金は対象外）
印刷製本費	マニュアル等の印刷経費
借損料	事業実施のために必要な機器等のリース費用
備品購入費	事業実施のために必要な機器等の購入費用
委託費	事業実施のために必要なコンテンツ，マニュアル等の作成に係る委託費用
その他	上記以外で、事業実施に際し理事長が特に必要と認める費用